

新型コロナウイルス感染症関連 介護保険料減免の簡易フローチャート

減免要件

凡例

下記のフローチャートで、減免要件に該当するか確認してください。

はい → いいえ →

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が、死亡・重篤な傷病にある

※世帯の主たる生計維持者：住民票上の同世帯の方で、世帯の生計を担っている方

（該当例：65 歳以上の第 1 号被保険者は無収入、同世帯の子の給与収入が減った方

※重篤な傷病：1 ヶ月以上の治療を有すると認められる場合

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等が減少する見込みがありますか？

※事業収入等：事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のこと

※国や地方自治体から支給される各種給付金（特別定額給付金・持続化給付金等）は含まない

令和元年と令和 2 年(見込み含む)の年間で事業収入等のいずれかが 3 割以上減少していますか？

（例）令和元年の事業収入：300 万円・・・①

令和 2 年の事業収入：210 万円（見込み）・・・②

減少収入額：①（300 万円）－②（210 万円）＝90 万円・・・③

③（90 万円）÷①（300 万円）＝ 0.3 ←×100 ＝ **30%**

→事業収入等のうち、1 つでも減少割合が 30%以上あれば減免要件を満たします。

減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和元年の所得の合計が 400 万円以下ですか？

※ただし、他の減免制度が適用できる場合がありますので、

詳しくは各区福祉課又は介護保険課へお問合せください。

減免対象外

納付の相談については、国保年金課又は区役所区民課へ

申請により、保険料の一部が免除されます。

申請により、保険料の全額が免除されます。